

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十一号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条の表埼玉県本人確認情報保護審議会の項の次に次のように加える。

埼玉県自治紛争処理委員	法第二百五十一条第一項の規定による市町村相互の間又は市町村の機関相互の紛争の調停、法第二百五十二条の二第一項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び法第四百三十三条第三項（法第八十条の五第八項及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又は法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理に関する事務	課 村 町 市 及 び 課 策 政 域 地
-------------	--	-----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。